**事業適合性判定（基本判定）申請書**

２０〇○年○○月○○日

日本知的財産仲裁センター　御中

　申請人 **（※注1）**

住所（居所）

氏名（名称）

（代表者）　　　　　　　　　　　　　印

　　　連絡担当者　部署

氏名

電話番号

ファックス番号

電子メールアドレス

　申請人代理人　**（※注2）**

住所（居所）

氏名　弁理士（／弁護士）　　　　　　　　印

　　　電話番号

　　　ファックス番号

　　　電子メールアドレス

１　申請の趣旨

　　別紙申請対象事業説明書**（※注３）**記載の申請人の製品/方法が抵触することにより判定対象事業に影響を与える可能性のある他者の発明又は考案の有無につき，特許調査報告書又はこれに相当する申請人からの提出資料に基づく，簡潔な理由を伴う，判定を求める。

２．判定対象事業の内容

別紙申請対象事業説明書記載のとおり。

３．他者発明等に関する資料

別紙特許調査報告書記載のとおり。

４．添付資料

(1)申請書副本**（※注4）**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２通

(2)申請対象事業説明書 　　　　　　 　　　　　正本１通，写し２通

(3)同意書**（※注５）**　　　　　　　　 　　　　　　　　　正本１通

(5)代表者の資格を証する書面**（※注６）**　　　　　　　　　　　　正本１通

(6)代理権を証する書面**（※注７）**　　　　　　　　　　　　　　　正本１通

**（注１）**申請人が法人の場合であって代理人がいない場合には，添付書類として提出する法人資格証明書において代表者として登録されている者を申請人の代表者として記載し，代表印を捺印すること。但し，代理人がいるときは申請人代表者の捺印は不要である。

申請人が法人の場合，後の手続において必要となる書類，例えば特許調査結果に対する同意書等も，①と同じ代表者名で作成し，代表印を捺印する。

【連絡担当者】

　申請人代表者と担当者とが異なる場合には，必ず連絡担当者の連絡先を記載すること。申請書受理後の方式又は内容の補正は連絡担当者名によって行ない，再度の代表者印の押捺は不要である。

**（注２）**　代理人がいる場合にのみ記載する。連絡場所を記載すること。

**（注３）**下記記載例を参照のこと。

**（注４）**申請書は，電子媒体又は紙媒体により提出する。ただし、紙媒体により提出する場合、正本１通及び写し２通を提出するほか，電子媒体でも提出すること。その際，添付書類のうち，電子化可能なものは，できるだけ，同じ電子媒体に記録すること。電子媒体の提出は，e-メールまたはＣＤ－ＲＯＭ（正副計3部）による。「写し」とは，正本（捺印が必要な正本の場合は捺印済みの正本）のコピーであり捺印不要。写しの部数は判定人の数（2通）とする。

**（注５）**判定人，外部調査機関を交えた面談を終えた後に提出する。副本は不要。

**（注６）**申請人が法人である場合に提出する。副本は不要。

**（注７）**代理人を定めた場合に提出する。副本は不要。なお，代理人が２人の場合において，１枚の代理権証明書（委任状）に２人の代理人を記載しているときは１通となり，代理人ごとに個別の委任状があるときは各１通（計２通）となる。

［以上］

　※【申請対象事業説明書の記載例】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　申請対象事業説明書

日本知的財産仲裁センター　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請人　株式会社○○○○

　　　 　担当者　○○○○（印）

　　　 　　代理人　○○○○（印）

１．事業名：簡易抽出型コーヒーの製造・販売等

２．申請人製品の説明：ドリップ式の簡易抽出型コーヒー

　簡単な作業で組み立てられる濾過器に，予め一定量のコーヒー粉末を封入しておき，コーヒーカップに自立させて開口させた後，開口部から熱湯を注ぎ込むことでコーヒー液を抽出する。注ぎ込む熱湯の量を変えることで，濃度を自由に変えることができる。

　コーヒー液抽出後は，コーヒー粉末を濾過器ごと廃棄できるようにすることで，本格的なレギュラーコーヒーを，器具無しで，手を汚すこともなく，手軽に抽出できる。

　このような濾過器を，真空若しくは不活性ガスを充填して密封した状態で，フィルム状の包装袋に封入して製品化した。

３．製品の構成：（特公昭59-30411参考）

（１）全体構成

　コーヒー粉末を封入した濾過器と，この濾過器を真空若しくは不活性ガスを充填して密封した状態で収容する包装体とを備えて構成される。

（２）濾過器（数字は図中の符号）

　濾過器は，厚紙シートを略長方形状に切抜いた支持板４と，この支持板４の背面に貼着して一体に組付けられる，コーヒー粉末が封入された濾紙袋５とを有している。

　支持板４は，開口部７に切残し部６ａを介して接続される蓋部８を一体に設け，更に蓋部ａを挟む左右に複数本の折曲げ線９ を形成し，更に，対称一対の支持脚片１０，１０を設けてなる。１１は支持板４を二つ折りに畳むときの中心線である。切欠き部１２は濾過器をカツブ上に載置するときに使用される。

　濾紙袋５は側縁部１５，１５を接着することにより，横断線１４，１４を開口縁とする扁平な袋に形成してある。

　袋の開口縁から濾紙の上下の縁部に至る部分を貼着片１６，１６とし，この貼着片を支持板４の背面に添わせ，両貼着片の周縁に沿って接着することで支持板４に組付ける。

　折畳みにより濾過器２をコンパクトにできることから，包装体自体を小型化することが可能であり，箱詰め或は携帯に際して極めて都合がよい。特に有利なことは，上記包装上の利点の外，包装袋内にコーヒー粉末とこれを濾過する濾過器を一体に備えたことによって使用上極めて簡便に，且つ衛生的にトリップコーヒーが得られることである。

（３）構成要件の分説及び作用効果

ア　以上から，申請人製品の構成は次の構成要件に分説することができる。

要件１

要件２

・・・

イ　申請人製品の作用効果は，　　　　　　　である。

４．使用形態

　コーヒー粉末３を収めた濾紙袋５の開口部７を開放し，下図のように，カップ１７の系に合わせて折曲げ線９に沿って左右の支持脚片１０，１０を略直角状に折曲げ，この支持脚片に設けた切込み部１２及び片１９を使ってカップ１７の縁に起立させ，熱湯を注ぐ。

４．競合製品／サービスより優れている点

　手軽さの観点からは，インスタントコーヒーや缶コーヒーがあるが，風味に欠けるし，コーヒー豆の品質面，飲料時の健康面からも不安がある。本格的なレギュラーコーヒーを味わいたい場合は特殊な器具が要るし，使用後のコーヒー粉末の処理に困る。本製品は，競合製品よりもこの点が優れている。

５．特許等出願・登録の状況

別紙申請人保有発明等目録記載のとおり。**又は**なし。

６．申請人が認識している関連他者発明等

　　別紙他者発明等目録記載のとおり。**又は**　なし。

７．事業のステージ

試作段階を終え，量産・販売開始可能な状態にある。

８．事業の形態等

　ⅰ）単独事業・共同事業の別

　　　　共同事業：相手先企業名は株式会社○○

　ⅱ）関連市場

　　商品面：インスタントコーヒー，缶コーヒー，ティーバッグ

　　サービス面：喫茶店，レストラン

９．競合企業等

　　　認識している競合企業，提携企業，関連企業等は以下の通りである。

ⅰ）○○○○株式会社　類似の商品を先行して販売している。

　ⅱ）○○製紙株式会社　フィルタを発注する予定。

　ⅲ）株式会社○○○○　コーヒー豆の焙煎を発注する予定。

１０．添付資料

　カタログ，仕様書等

申請人保有発明等目録

他者発明等目録